

第96号議案

指定管理者の指定の件（神戸市立洞川教育キャンプ場）

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定する。

令和7年2月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

1 公の施設の名称

神戸市立洞川教育キャンプ場

2 指定管理者

神戸市中央区東川崎町1丁目3番3号ハーバーセンター5階神戸市青少年会館内

特定非営利活動法人こうべユースネット

理事 辻 幸志

3 指定期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

理 由

神戸市立洞川教育キャンプ場の指定管理者の指定をするに当たり、議会の議決を経る必要があるため。

神戸市立洞川教育キャンプ場 指定管理者の指定等について

1. 公の施設の名称

神戸市立洞川教育キャンプ場（神戸市北区山田町下谷上字中一里山4番地1）

2. 指定管理者

特定非営利活動法人こうベユースネット

（神戸市中央区東川崎町1丁目3-3 ハーバーセンター5階 神戸市青少年会館内）

3. 指定期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日（1年間）

4. 指定管理料（令和7年度予定額）

7,391千円

5. 債務負担行為

期間：令和6年度～令和7年度 限度額：8,000千円

6. 選定理由

神戸市立洞川教育キャンプ場については、今年度、現行の指定管理者による指定管理期間が満了となるが、類似施設との役割分担を踏まえた運営方法の見直しや施設のあり方について検討を行うため、指定管理者制度運用指針3の⑥「施設のあり方の検討、施設の廃止及び大規模改修の予定により現在の指定管理者を継続して指定する場合」を適用し、現指定管理者による指定管理期間を1年間延長する。

候補者の事業計画は、青少年の健全な育成に資する事業提案がなされており、また、これまでも安定した管理運営を行っていることから、現在の指定管理者を1年間、指定管理者として選定する。

〔施設の概要〕

1. 設立趣旨

自然環境の中での野外活動及び集団生活を通じて青少年の健全な育成を図るとともに、野外活動の指導者の育成を図るため、神戸市立洞川教育キャンプ場を設置する。

2. 所在地

神戸市北区山田町下谷上字中一里山4番地1

3. 施設内容

- ・総合管理棟（プレハブ造2階建1棟）
- ・シャワー施設
- ・野外活動施設

第1サイト（森のサイト）

テント施設（5人用テント×11）、炊事場、屋外食堂、キャンプファイヤー場 他

第2サイト（太陽のサイト）

テント施設（10人用固定テント×8）、炊事場、屋外食堂、キャンプファイヤー場 他

第3サイト（川のサイト）

テント施設（10人用固定テント×2、5人用ドーム型テント×2）、炊事場、屋外食堂、キャンプファイヤー場 他

4. 開場時間

宿泊を伴うもの 午後2時30分～翌日の午後2時まで

宿泊を伴わないもの 午前9時～午後4時まで

5. 休場日

12月～2月の月曜日並びに12月29日～1月3日

3月～11月までの間の毎月第3月曜日（ただし、祝日を除く）

その他、施設の修繕等により特に必要と認める場合の臨時休場日

6. 利用者数

令和3年度 3,742人

令和4年度 4,128人

令和5年度 4,906人